

公営企業会計システム導入業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、安房郡市広域市町村圏事務組合に地方公営企業法を適用するにあたって、導入する公営企業会計システムについて、地方公営企業会計制度に精通した専門スタッフによる適切な支援ができる事業者にと委託を行うため、公募型プロポーザル方式によって委託事業者を特定することを目的とし、以下の要領で実施します。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 安房郡市広域市町村圏事務組合公営企業会計システム導入業務
- (2) 納入場所 安房郡市広域市町村圏事務組合
- (3) 業務内容
公営企業会計システムの構築及び構築のために必要な導入支援作業
- (4) 各業務の詳細仕様
 - ①「公営企業会計システム導入業務 提案仕様書」に基づく。
 - ②平成26年度から適用されている新地方公営企業会計制度を前提とした業務支援及びシステム提供を必須とします。
- (5) 委託期間 契約の効力が生じた日から令和8年3月31日まで
なお、上記委託期間は、令和7年度末までに発生する保守対応等を含めた期間とし、システム導入に関する履行期限は令和8年3月14日までとする。
- (6) 業務委託料の提案上限金額 46,816千円

3. 応募資格

本プロポーザルに応募できる者（以下「応募者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年度において、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の構成団体（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）のうち1団体以上に入札参加資格を有している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は受託候補者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 公募開始の日から審査完了の日までの間に、公共団体等から指名停止の措置を受けていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び安房郡市広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (5) 令和6年度末時点で、地方公共団体が経営する水道事業体での公営企業会計システムと

して5年間の稼働実績を有する者

4. プロポーザルの実施スケジュール

- (1) 募集開始
令和7年5月1日(木)
- (2) 質問期間
令和7年5月1日(木)～令和7年5月19日(月)
- (3) 企画提案書の提出
令和7年5月1日(木)～令和7年5月26日(月)
- (4) プレゼンテーション実施通知
令和7年5月28日(水)まで
- (5) プレゼンテーション
令和7年6月3日(火)
- (6) 選定結果の通知
令和7年6月4日(水)まで
- (7) 仕様書等の協議及び契約の締結
令和7年6月初旬

5. 関係書類、資料等の配布

組合のWebサイト(<http://www.awakouiki.jp>)からダウンロードすることを原則とする。Webサイトからのダウンロードができない者は、問い合わせのうえ郵送等、他の方法を申し出ること。

6. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次により受け付ける。ただし、応募の状況及び選定審査会の委員に関する質問は、受け付けない。

- (1) 質問の方法
質問書(様式1)に質問内容を記載のうえ、電子メール又はファクシミリで組合事務局(水道事業統合推進室)へ提出すること。なお、いずれの方法による場合も、送信後、電話で到達の確認をすること。
電子メールアドレス: suido@awakouiki.jp
ファクシミリ番号: 0470-23-9155
電話番号: 0470-22-5633
- (2) 受付期間
令和7年5月1日(木)～令和7年5月19日(月)午後5時
- (3) 質問に対する回答
 - ①応募資格に関する事項
受付の都度、質問者に対してのみ速やかに回答する。
 - ②プロポーザル実施要領、提案仕様書、契約等に関する事項
令和7年5月21日(水)までに、応募した全ての者に対して回答する。

7. 応募書類の提出について

本プロポーザルに応募しようとする場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①応募表明書（様式2）・・・正本1部
- ②会社概要（様式3）・・・正本1部、副本12部
- ③業務実績調書（様式4）・・・正本1部、副本12部
- ④応募資格に関する申立書（様式5）・・・正本1部、副本12部
- ⑤企画提案説明書（任意様式）・・・正本1部、副本12部
- ⑥工程表（任意様式）・・・正本1部、副本12部
- ⑦見積書（任意様式）・・・正本1部、副本12部
- ⑧見積内訳書（任意様式）・・・正本1部、副本12部
- ⑨情報公開の取扱いに関する書類（様式6）・・・正本1部、副本1部
- ⑩システム機能要件回答書（様式7）・・・電子データによる提出

※企画提案説明書は、提案仕様書及び審査基準(2)に留意のうえ作成するとともに提案内容を理解するために参考となる資料等がある場合は添付すること。

※見積書に記載する金額は、本業務にかかる全ての費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）を含めること。また、本業務にかかるシステム導入後の令和8年度以降、5年間の保守及びサービス料についても見積書を別途提出すること。

※内訳書は、見積書に記載した金額との整合性をとるとともに見積根拠が分かるように記載すること。

※情報公開の取扱いに関する書類は、安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成29年条例第2号）に基づく開示請求があった場合に、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報として開示しないことを求める部分を理由を付して記載すること。

※提出書類は、原則A4版の縦置き横書き（両面印刷可）とし、頁番号を付すこと。ただし、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可とする。また、製本は不要とする。

(2) 提出先

安房郡市広域市町村圏事務組合 事務局（水道事業統合推進室）
千葉県館山市館山1564-1 渚の駅たてやま内（〒294-0036）

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）にて提出すること。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下同じ。）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時（郵送の場合は必着）

(5) プレゼンテーション実施通知

企画提案書を提出した者に対しては、令和7年5月28日（水）までにプレゼンテーション実施通知を送付する。

応募資格を有すると認められなかった者に対しては、書面でその旨を通知するものとし、応募者は書面により欠格事由に関する問い合わせをすることができるものとする。

(6) 企画提案書に記載すべき事項

提出する企画提案書には、以下の事項を漏れなく提案してください。提出後、記載内容

に漏れがある場合、当組合が確認したい事項と提案書の内容に著しい差異がある場合は、当組合から提出資料の追加をお願いすることがあります。

また、「10. 審査基準」に記載している評価項目にあわせて、内容を追加していただくことは差し支えありません。

提案依頼項目	想定する提案内容
提案システムの特長	・システムの開発コンセプト ・提案システムを利用することによる当組合にとってのメリット
提案システムの機能	・業務ごとに具体的なシステム機能 ・貴社システムが、各業務をシステムで行うために施している工夫
ハードウェア	・納入するハードウェアの構成及びスペック ・ハードウェアに関する可用性・安全性等に係る提案
運用保守	・システム稼働後のサポート体制 ・保守料の範囲で実施いただける支援内容 ・保守に関するオプションサービス等
導入支援業務	・システム稼働までに貴社が行う作業内容 ・システム稼働までに当組合職員が行うべき内容 ・導入支援業務の遂行にあたっての貴社の創意・工夫
研修体制	・システム稼働にあたって行う当組合職員向けに実施する研修内容
その他当組合にとって有益な提案	(上記以外に当組合にとって有益な提案があればご提案ください。)

8. プレゼンテーション

次により企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時等

- ①日 時 令和7年6月3日(火) 10時～(予定)
- ②場 所 千葉県南房総市瀬戸2296番地6 朝夷行政センター2階会議室
- ③実施通知 日時及び会場レイアウト等の詳細については、各応募者へ令和7年5月28日(水)までに電子メール等で通知する。

(2) 実施方法

- ①1応募者当たりの所要時間は、概ね45分(プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度)とするが、応募者数等を加味して後日通知する。
- ②参加できる人数は、1応募者につき3名までとする。
- ③プレゼンテーション実施後、選定審査会の委員から企画提案書の内容等について質疑をする場合がある。
- ④プレゼンテーション(質疑応答を含む。)における応募者の発言内容は、本業務の契約後においても効力を及ぼすものとする。
- ⑤パソコン、プロジェクター等の機材の使用を認める。ただし、必要な機器等は、プロジェクター及びスクリーンを除き(組合が用意する。)、応募者において用意すること。

9. 受託候補者の選定

公営企業会計システム導入業務受託候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が提出された企画提案書（プレゼンテーションを含む。）を審査基準に基づいて審査し、受託候補者を選定する。

10. 審査基準

評価項目の配点（合計100点）は、以下に示すとおりとし、選定審査会の委員による採点合計を平均した点数を応募者の得点とする。

得点が最も高い応募者を受託候補者に決定する。

得点が同点となった場合は、業務委託料の額が安い応募者、審査基準2の（2）の企画提案書に基づくプレゼンテーション審査に係る得点が高い応募者の順で評価上位者とし、なお優劣がつかないときは、委員の合議により評価上位者を決定する。

得点が50点以下の応募者は、失格とする。

（1）導入実績に関する評価（配点10点）

作成した伝票ごとに、あらかじめ設定した按分率や数値の直接入力により4つ以上の水道事業会計に区分経理（セグメント）することに対応したシステムの導入実績があるかを評価する。

（2）企画提案書に基づくプレゼンテーション審査（配点60点）

以下の評価項目について、企画提案書及びプレゼンテーション内容に基づき、採点基準に照らして評価をする。

- ①システムに関する評価（操作性・効率性）
- ②セキュリティに関する評価
- ③システム構築体制及びスケジュール
- ④保守・サポート体制
- ⑤企画提案・プレゼンテーションの評価
- ⑥その他、全般的な事項

（3）システム機能要件回答書に基づく評価（配点20点）

「システム機能要件回答書（様式7）」に提案者が対応可能なシステム項目を提出し、採点基準に基づき評価する。

（4）応募者が提示した業務委託料の妥当性（優位性）に関する評価（配点10点）

11. 受託候補者の選定結果の通知

受託候補者の選定結果は、受託候補者の選定後、全ての応募者に文書で通知する。

12. 提案の無効に関する事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- （1）応募資格の無い者であったとき。
- （2）所定の期限までに応募書類を提出しなかったとき、又は所定の提出先に応募書類を提出しなかったとき。
- （3）2以上の提案をし、又は自己のほか他の者の代理人を兼ねて提案し、若しくは2以上の代理人をしたとき。
- （4）提案に関連して談合等の不正行為をしたとき。

- (5) 見積書の金額を誤脱し、又は見積書の金額に判読し難い数字を記載し、若しくは見積書の金額に提案上限金額を超えた数字を記載し、若しくは金額を訂正した見積書を提出したとき。
- (6) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (7) (2) から (6) までは準ずる行為（選定審査会が認定した行為に限る。）を行ったとき。

1 3. 契約について

選定審査会が選定した受託候補者と仕様書（業務委託料の変更を含む。）について協議のうえ、委託契約を締結する。

なお、協議が成立しなかった場合、次順位者と協議を行う。

1 4. その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の差し替え及び再提出は、特別な事情がない限り認めない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じて複写することがある。
- (5) 受託者は、契約の際、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を組合に納付しなければならない。ただし、組合財務規則第138条第3項の規定に該当する場合は、納付を免除する場合がある。
- (6) 受託者は、本業務を他者に再委託することができない。ただし、業務の一部を再委託することについて、事前に組合の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受託者は、本業務を遂行するうえで知り得た情報を組合の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (8) 応募者が1者のみであっても、その者が応募資格を有する場合は、本プロポーザルを実施する。

1 5. 問合せ先

本件に関する問合せ先は、次のとおりとする。

安房郡市広域市町村圏事務組合 事務局（水道事業統合推進室）

（所在地） 千葉県館山市館山1564-1 渚の駅たてやま内

（電話） 0470-22-5633

（電子メール） suido@awakouiki.jp